

中部運輸局自動車交通部

令和3年10月13日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
藪田、片岡 TEL 052-952-8038
愛知運輸支局 輸送・監査担当
久世、鈴木 TEL 052-351-5313

乗合バス事業者にも車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：豊鉄タクシー 株式会社
住所：愛知県豊橋市下地町字北村92番地の1
営業所：豊川営業所（愛知県豊川市千歳通1丁目40番地）

2. 監査端緒

令和3年5月12日（水）、豊川市より運行を受託している「ゆうあいの里小坂井線第2便」において、「ござかい葵風館」停留所に寄らず運行したことから、当該事業者の豊川営業所に対し、監査を実施したものの。

3. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。
（道路運送法第16条第1項）

4. 行政処分等の内容

処分日：令和3年10月13日
処分内容：事業用自動車の車両使用停止（1両×20日車）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 2点
当該事業者の累積違反点数 2点